

## 公的研究費による物品供給契約等に係る取引停止等の措置要領について

### <目的>

この要領は、大妻女子大学における公的研究費による物品供給契約等に関し、契約事務の適正な履行を確保するため、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### <定義>

取引停止とは、次に挙げるものをいう。

- ① 一般競争契約における競争参加の停止
- ② 指名競争契約における指名停止
- ③ 随意契約における業者選定の停止

### <取引停止事由の報告>

契約の相手方である業者が次に掲げる事項に該当する場合、速やかに財務センター部長に報告しなければならない。

- ① 贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起された場合。
- ② 不当な取引制限により公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が確定した場合。
- ③ 前各号に掲げるもののほか、本学に不利益を与え、又は社会的信用を損なう行為を行った場合。

### <業者への通知>

取引停止措置を行うときは、当該業者に対し書面をもって通知するものとする。

### <各部署への周知>

取引停止措置を行った場合は、業者名、取引停止期間及びその他必要な事項について速やかに各部署に通知するものとする。

### <下請負人に関する取引停止の措置>

財務センター部長は、取引停止措置を行う場合において、当該措置について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該業者の取引停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止の措置を行うものとする。

### <履行中の契約の解除>

財務センター部長は、取引停止措置を受けた業者が履行中の契約について次の各号の全てに該当する場合は、当該契約の解除を受任者へ通知するものとする。

- ① 当該契約が役務契約であること。
- ② 取引停止の措置要件が別表第3号に該当し、特に悪質であること。

各部署は、前項の通知を受けた場合、当該契約を解除できるものとする。

#### <取引停止期間の特例>

業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する最短期間及び最長期間の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の最短期間及び最長期間とする。

業者が取引停止期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の最短期間は、当該各号に定める最短期間の2倍とする。

財務センター部長は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない特別の事情が認められる場合は、当該事案に限り取引停止措置を解除することができる。

#### <取引停止の解除>

財務センター部長は、取引停止期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかになった場合は、当該業者について取引停止措置を解除するものとする。

また、取引停止措置の解除を行った場合には、業者名、取引停止期間及びその他必要な事項について速やかに各部署に通知できるものとする。

#### <取引停止期間中の下請負>

財務センター部長は、取引停止期間中の業者が、本学が契約する契約全部又は一部の下請負人となることを認めないものとする。但し、取引停止期間の開始前に下請負人となっている契約についてはこの限りではないものとする。

#### <指名等の取消>

財務センター部長は、現に指名競争に参加している業者又は見積書の提出を依頼している業者が取引停止措置を受けた場合、当該指名等の取り消しを受任者へ通知するものとする。

各部署の受任者は、通知を受けた場合は、当該指名等を取り消すものとする。

#### <警告又は注意の喚起>

財務センター部長は、取引停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。